

たけおかだいとくべつしえんがっこうちゅうがくぶ
武岡台特別支援学校 中学部

せい　と　こ　ろ　え

生徒心得

みんなが楽しく学校生活を送るためには、みんながルールを守り、お互いに思
いやりの気持ちを忘れないことが大切です。「明るく、仲良く、たくましく」互
いに積極的に協力して明るい学校生活を目指し、中学部の一員として責任
のある行動をとりましょう。



ちゅうがくぶ　せいかつもくひょう
中学部の生活目標

- ・ あいさつをしよう
- ・ じかん　まも
時間を守ろう
- ・ とも　なかよ
友だちと仲良くしよう

もくじ

I	<small>こうないせいかつ</small> 校内生活	
1	<small>とうこう あさ かい</small> 登校・朝の会	3
2	<small>たいりよく</small> 体力づくり	4
3	<small>ぜんこうちょうかい がくぶちょうかい がくねんしゅうかい</small> 全校朝会・学部朝会・学年集会	4
4	<small>じゅぎょう</small> 授業	4
5	<small>きゅうしょくじかん</small> 給食時間	5
6	<small>ひるやす</small> 昼休み	5
7	<small>せいそう</small> 清掃	5～6
8	<small>げこう</small> 下校	6
9	<small>た</small> その他	6～7
II	<small>こうがいせいかつ</small> 校外生活	7～8
III	<small>ふくそうきてい</small> 服装規定	9～13
IV	<small>きよかおよ とどけ</small> 許可及び届	13～14

I 校内生活

1 登校・朝の会

- (1) 決められた服装で登校する。
- (2) 通学バス利用者は、5分前にはバス停に到着しておく。
- (3) 運転手やバス介助職員の指示に従い、シートベルトを装着し、マナーを守って乗車する。
- (4) 自主通学生は、登校したら8時40分までは教室で、朝自習や清掃活動に取り組んだり、あいさつ運動に積極的に参加したりする。
- (5) 欠席や遅刻する際は、必ず保護者から学校へ連絡してもらう。また、自主通学生は事故等により遅刻する場合、必ず保護者と学校に連絡をする。
- (6) バス降車後は、速やかに教室に移動する。(バスターミナル内は通行せず、校舎沿いに移動する。)
- (7) 登校後は速やかにトイレや着替えなどを済ませ、朝の係活動や課題学習に取り組む。
- (8) 9時00分には、朝の会が始められるように着席する。

2 体力づくり

- (1) 体育服（ジャージ）で参加する。
- (2) 体調不良等で参加できない場合は、学級担任に相談し、指示を受ける。

3 全校朝会・学部朝会・学年集会

- (1) 集合時間を守り、集まったら静かに座って待つ。（5分前行動）
- (2) 体育館への出入りは順番を守り、靴はそろえて棚に入れたり、通行の妨げにならない所に置いたりする。

4 授業

- (1) 始業の合図と同時に授業が始められるよう、休み時間に次の授業の準備をし、授業開始のチャイムが鳴る前に着席して静かに待つ。
- (2) 始まりと終わりのあいさつは元気良く行う。
「これから〇時間目の〇〇を始めます、礼。お願いします。」
「これで〇時間目の〇〇を終わります、礼。ありがとうございました。」
- (3) 勝手に席を離れたり、教室から出たりしない。（トイレなどへ行くときは、先生の許可をもらう。）
- (4) 必要な学習用具（筆記用具等）は自分で準備する。忘れた場合は、事前に学級担任または担当教師へ連絡する。

5 給食時間

- (1) 給食当番以外の生徒は、4時間目の学習後、トイレや手洗いを済ませ着席して静かに待つ。
- (2) 給食当番は、石けんで手を洗い、給食着・マスクを必ず着用する。
- (3) 給食室への入室は、一列に整列し、他の人の通行の妨げにならないようにする。
- (4) 給食時間は始まりと終わりの時間を守り、学級ごとに「いただきます」「ごちそうさま」をする。
- (5) 食器や捨てるごみ等は、決められた場所に片付ける。

6 昼休み

- (1) 遊具を利用する際には、けがのないように安全に気を付ける。また、順番を守るなど、ゆずり合って遊ぶ。
- (2) 体育館の使用にあたっては、担任の先生と一緒に、体育館使用の決まりを守り、また、使用後は必ずモップを掛けるなど清掃を行う。
- (3) 立ち入りの禁止されている場所や人のいない教室（自分のクラス以外）へは入らない。

7 清掃

- (1) 5校時終了後には掃除の準備を始め、14時25分には終了できるようにする。

- (2) 時間いっぱい掃除に取り組む。
- (3) 掃除用具は大切に扱い、後片付けまできちんとする。

8 下校

- (1) 机・イスの整頓、消灯、戸締りをする。
- (2) 通学バス利用者は帰りの会が終わったら速やかにバスに乗車し、シートベルトを装着して静かに待つ。
- (3) 自主通学生は、自主通学の決まりを守り、速やかに下校する。

9 その他

- (1) 所持品にはすべて記名し、学校に必要以外の金銭、物品（携帯ゲーム機器等の遊戯道具、マンガ等の娯楽雑誌、刃物等の危険道具、菓子等の食べものなど）は持ってこない。
- (2) 校内の移動は、原則として右側を通行し、静かに移動する。（走ったり、他の人の迷惑になるような危険な行動をしたりしてはいけない。）
- (3) 登校してから下校するまで、許可なく校外に出ない。
- (4) 校舎内では上履きを使用し、トイレを使用するときはスリッパに履き替える。
次の人が使いやすいように、使用したスリッパは並べる。
- (5) 校舎内外の設備、備品等、公共物は大切に使う。もし、破損した場合は必ず先生に報告する。

- (6) 自分のクラス以外の教室に入室する場合は、必ず用件を伝え、許可を得る。また、許可を得る際は、語先後礼（③、④を言った後に礼）の作法を心掛ける。

＜教室に入るとき＞

① 「〇年〇組、〇〇です。」

② 「〇〇先生（さん、くん）に用事があります。入ってもよろしいですか。」

③ 「失礼します。」

＜教室から出るとき＞

④ 「失礼しました。」

Ⅱ 校外生活

- 1 通学については、出発・帰宅の時刻を定め、一定の通学路を利用するようにする。
- 2 交通徳や交通規則を守り、交通事故防止に心掛ける。
- 3 外出するときは、「行き先」、「誰と行くのか」、「何をするのか」、
「帰宅時間」などを家族に必ず伝える。
- 4 夜間外出及び外泊は、保護者と一緒である場合のみ認められる。
- 5 男女交際については、中学生としてふさわしい行動をする。
- 6 遊技場・その他の出入りについては、鹿児島地区生活指導連絡協議会での
確認事項に従う。

△…^{じょうけんつ}条件付き, ×…^{みと}認めない

	ば 場 所	か ひ 可 否	び 備 考
1	と 登 ざん 山	△	ほ ぎ しゃ どう はん 保 護 者 同 伴
2	キャンプ・サイクリング	△	ほ ぎ しゃ どう はん 保 護 者 同 伴
3	えい 映 が 画	△	ほ ぎ しゃ どう はん 保 護 者 同 伴
4	ゲームセンター（コーナー）	×	
5	マンガ ^{きっさ} 喫茶, インターネットカフェ	×	
6	カラオケ, ボウリング	△	ほ ぎ しゃ どう はん 保 護 者 同 伴
7	ふく ぐ 複 合 型 娛 楽 施 設 か た ぎ ら く し せ つ	△	じょうき したが 上 記 4, 6 に 従 う
8	しゅつえんりょう はっせい どうしゅつえん 出 演 料 が 発 生 す る テ レ ビ 等 出 演	△	がっこう きょか ひつよう 学 校 の 許 可 が 必 要

Ⅲ 服装規定

○ これまでの制服

1 服装については、学校指定の制服を着用する。

(1) 冬服 (11月初旬から)

男子・・学校指定のブレザー、
 ポロシャツ、スラックス、
 ベスト (紺またはグレー)、
 ベルト (派手でないもの)

女子・・学校指定のブレザー、
 ジャンパースカート、ブラウス
 棒リボン

ふゆふく
冬服



(2) 中間服 (春・・・5月初旬から、秋・・・10月中旬から)

男子・・・学校指定に準じたポロシャツ、
 スラックス
 ベルト

(冬服の上着を脱いだ状態)

女子・・・学校指定のジャンパースカート
 ブラウス
 棒リボン

(冬服の上着を脱いだ状態)

ちゅうかんふく
中間服



(3) ^{なつふく}夏服 (6月初旬から)

^{だんし}男子・・・^{がっこうしてい}学校指定に準じた半袖のポロシャツ
スラックス, ベルト

^{じょし}女子・・・^{がっこうしてい}学校指定に準じた半袖ブラウス
^{はんそで}ジャンパースカート, ^{ぼう}棒リボン

なつふく
夏服



○ ^{あたらし}新しい制服

1 ^{ふくそう}服装については, ^{がっこうしてい}学校指定の^{せいふく}制服を^{ちやくよう}着用する。

(1) ^{ふゆふく}冬服 (11月初旬から)

^{だんし}男子・・・^{がっこうしてい}学校指定のブレザー

シャツ (^{うす}薄い^{みずいろ}水色), スラックス

ベスト, ベルト (^{はで}派手でないもの)

^{じょし}女子・・・^{がっこうしてい}学校指定のブレザー

シャツ (^{うす}薄い^{みずいろ}水色)

スカートまたはスラックス

リボン

ふゆふく
冬服



(2) 中間服 (春・・・5月初旬から, 秋・・・10月中旬から)

男子・・・シャツ (薄い水色)

ちゅうかんふく
中間服

スラックス, ベルト

(冬服の上着を脱いだ状態)

女子・・・シャツ (薄い水色)

スカートまたはスラックス

ベルト (スラックス着用の場合)

(冬服の上着を脱いだ状態)



(3) 夏服 (6月初旬から)

男子・・・ポロシャツ (薄い水色)

なつふく
夏服

スラックス, ベルト

女子・・・シャツ (薄い水色)

スカートまたはスラックス

ベルト (スラックス着用の場合)



○ 体育服・ジャージ

・ 体育服・ジャージは本校指定のものを着用する。

・ 水着は派手な色や柄物を避け, 授業にふさわしいものとする。なお, 必ず

水泳帽子も着用する。

2 制服、^{せいふく} 体育服^{たいいくふく}は正しく^{ただ} 着用^{ちやくよう}する。

(1) スラックスはベルトを^{ちやくよう} 着用する。

(2) ポロシャツ、^{なかに} カッターシャツ^いはスラックスの中に入れる。

※ ^{あたらしい} 新^{せいふく} しい制服^{はんそで}の半袖^いポロシャツについては、入れなくてよい。

(3) シャツの^{した} 下に^き 着る肌着^{はだぎ}は^は 派手^{いで}な色^{いろ}や柄物^{がらもの}を^さ 避ける。

(4) 肌着^{はだぎ}や下着^{したぎ}（スパッツ等^{とう}を含む^{ふく}）は、^い 衣服^{ふく}から^み 見え^みないようにする。

(5) 靴下^{くつした}は^は 派手^{いで}な色^{いろ}や柄物^{がらもの}を^さ 避ける（ワンポイント可^か）。また、^{とう} 冬期^きに^{かぎ} 限り^{くろ} 黒^{くろ}で

^{むじ} 無地^{とう}のタイツ等^{ちやくよう}の^{みと} 着用^{くろ}を^{とう} 認める。黒^{くろ}タイツ等^{ちやくよう}を^{ばあい} 着用^{くつした}の場合^{くろ}の靴下^{のぞ}は、黒^{くろ}が望ましい。

3 頭髪^{とうはつ}は、^{つね} 常に^{せいけつ} 清潔^{ととの}に^{ふしぜん} 整^{かみ}え、^{てい} 不自然^{てい}な髪^{てい}の手入れ^{たく}は^{つき} しない。特に、^{じこう} 次^{じこう}の事項^{じこう}に

^{りゆうい} 留意^{ほんこうせいと}して本校生徒^{ひんい}としての^{たも} 品位^{つと}を保つ^{つと}ように努める。

(1) 髪^{かみ}は^め 目^{みみ}や^{なが} 耳^{むす}にかからないようにし、^{むす} 長^{むす}くな^{むす}った^{むす}ときは^{むす} 結^{むす}ぶ^{むす}ようにする。

(2) 髪^{かみ}を^{むす} 結^{さい}ぶ^{さい}際は^{しょう} ヘアゴム^{しょう}を^は 使用^はし、^{しょう} 派手^{しょう}なカチューシャ^{しょう}などは^{しょう} 使用^{しょう}しない。

4 防寒着^{ぼうかんぎ}・かばん^{くつ}・靴^{うわぐつ}等^{など}について。

(1) ^{つうがくじ} 通学時^{つうがくじ}の^{てぶくろ} コート^{ぼうかんぎ}や^{ちやくよう} マフラー^{みと}、^は 手袋^は等^はの^{いろ} 防寒着^{いろ}の^{いろ} 着用^{いろ}は^{いろ} 認めるが、^{いろ} 派手^{いろ}な色^{いろ}や柄物^{いろ}を^{いろ} 避ける。

(2) ^{たいちようふりよう} 体調不良^{ばあいとう}の場合^{げんそくこうしやない}等^{ぼうかんぎ}、^{てぶくろ} 原則^{てぶくろ}校舎内^{てぶくろ}では^{てぶくろ} 防寒着^{てぶくろ}（コート、マフラー、手袋）

^{ちやくよう} は^{ちやくよう} 着用^{こうしやない}しない。校舎内^{ぼうかんぎ}での^{ちやくよう} 防寒着^{みと}の^{みと} 着用^{みと}を^{みと} 認める。

- (3) 腕時計を着用する場合は担任の許可を得る。
- (4) タオルは教室内に置き、ポケットにはハンカチを入れておく。
- (5) 通学用カバンは、リュックサック、手提げカバン等とする。
- ・ 肩からかけるタイプのスポーツバッグ（エナメルバッグ）は可。
 - ・ 派手な色や柄物を避ける。

〈カバンの例〉



8エンボス



※ 写真は例であり、このメーカーを推奨しているわけではありません。

- (6) 通学靴は派手な色や柄物でない運動靴（スクールシューズ）とする。上靴は一般のスクール上履きを基本とし、生徒の実態に応じて対応する。

※ 特別な事情がある場合は、保護者が学校に相談する。

IV 許可及び届

1 次の事項については、前もって学校への許可申請が必要です。

(1) 自主通学（一部区間・全区間）

ア 自主通学をする場合は、保護者の責任の下で自主通学の練習を行い、

つうがくけいろ じこくなど かくにん じゅうぶん おこな あんぜん かくほ
通学経路や時刻等の確認を十分に 行い、安全が確保されていることを
ぜんてい
前提とする。

イ じしゅつがく ばあい いちぶくかん ぜんくかん じしゅつがくしんせいしょ
自主通学をする場合は一部区間、全区間にかかわらず「自主通学申請書」
およ じしゅつがくせいやくしょ ていしゅつ きよか ばあい じしゅつがく おこな
及び「自主通学誓約書」を提出し、許可された場合のみ自主通学を行
うことができる。

(2) けいたいでんわ こうないもちこみ
携帯電話の校内持込

ア がっこう もちこみ げんそくきんし とくべつ じじょう ばあい
学校への持込は原則禁止する。ただし、特別な事情がある場合は、
がっこう そうだん けいたいでんわりようどけ ていしゅつ きよか ばあい もちこみ
学校に相談して「携帯電話利用届」を提出し、許可された場合のみ持込
みと
が認められる。

イ がっこう もちこみ きよか もの こうない はい まえ かなら でんげん き
学校への持込を許可された者は、校内に入る前までに必ず電源を切り、
こうない しょう
校内では使用をしない。

ウ がっこう もちこみ こうない き まも したが ばあい
学校への持込については、校内での決まりを守る。従わない場合は、
しゅうかん がっこうあず
1 週間の学校預かりとする。

2 つぎ じこう すみ がつきゅうたん にん とど で
次の事項については、速やかに学級担任に届け出る。

(1) けっせき 欠席するとき。 (2) ちこく 遅刻したとき。 (3) きび 忌引きのとき。

(4) こうない しせつせつびなど はそん
校内の施設設備等を破損したとき。

(5) こうない きんぴん しゅうとく ふんしつまた とうなん
校内で金品を拾得、紛失又は盗難にあったとき。

(6) じこ た しんべん いへん しょう
事故その他、身辺に異変が生じたとき。

(7) こうつう いはん た けいさつとう かんけいきかん しどう う
交通違反やその他により、警察等の関係機関から指導を受けたとき。